



妊婦健康診査費、産婦健康診査費助成制度のお知らせ

宝塚市ではお母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産ができるように、妊婦健康診査費助成券14枚（6,000円券12枚、17,000円券2枚）、産婦健康診査費助成券1枚（5,000円券）を交付し、健康診査にかかる費用の助成を行っています。

1 妊婦健康診査費助成事業

助成対象者	妊婦健康診査の受診時に宝塚市に住民登録のある方	
助成対象	妊娠中に実施した妊婦健康診査	
助成回数・金額	妊婦健康診査：6,000円上限12回、17,000円上限2回までの最大106,000円	
助成内容	助成の対象	助成対象とならないもの（例）
	保険診療適用外の自己負担分（ <u>自費分</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療の自己負担分 ・妊娠確定検査 ・特定療養費 ・基本的な妊婦健康診査を含まない受診（超音波検査のみNSTのみ等） ・予防接種費 ・文書料 ・入院費 ・分娩費 ・胎児検査（クアトロ検査、羊水検査、3D等） ・出生前診断、DVD、腹帯、コルセット、母親学級受講費など

参考 標準的な妊婦健康診査の実施回数

妊娠初期	～ 妊娠23週	4週間に1回
妊娠24週	～ 妊娠35週	2週間に1回
妊娠36週	～ 出産まで	1週間に1回

産婦健康診査事業

助成対象者	産婦健康診査の受診時に宝塚市に住民登録のある方	
助成対象	産後8週までに受診した産婦の健康診査（流産、死産後の健診を含む）	
助成回数・金額	5,000円上限1回のみ	
助成内容	助成の対象	助成対象とならないもの（例）
	産後2週間や産後1か月などに実施する産婦健康診査 ※保険診療適用外の自己負担分（ <u>自費分</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療の自己負担分 ・お子さまの健診費用 ・入院費など

2 助成方法

受診場所等	方法	その他
協力医療機関・助産所（※）	受診の際に助成券をご利用ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査1回につき1枚のみ使用できます。 ・券面の金額を上回る費用については、自己負担となります。下回る場合の返金はありません。
協力医療機関以外の病院・助産所等	出産後（全ての健康診査終了後）に健康センターへ還付助成申請をしてください。（郵送可）	<ul style="list-style-type: none"> ・受診費用を一旦支払い、領収証は保管してください。 ・未使用の助成券の返却枚数・券種に応じて、還付助成申請をしてください。助成金は、指定口座へ振込みます。 （注意）未使用の助成券がない場合は申請できません。
助成券を使用せずに健康診査を受けた方（助成券交付前など）		

（※）兵庫県内で助成券を使用できない医療機関等があります。あらかじめ医療機関にご確認ください。

3 還付助成申請について

- ・対象 産婦健康診査受診後にお手元に助成券が残り、助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査、産婦健康診査の領収証がある方。
- ・申請場所 宝塚市立健康センターのみ（郵送での申請可）。
申請は1回のみです。追加申請はできませんので、ご了承ください。
- ・申請期間 最終の健康診査日から2年以内です。なるべく早くご申請ください。
- ・助成金の振込 申請受付月の翌月末までに指定口座へ振込みます。

還付助成申請に必要なもの（全員）

- 妊婦健康診査費、産婦健康診査費還付助成申請書
- 助成券（お手元の券全て）
- 領収証（保険適用外）の原本
- 明細書（医療機関で発行されている場合）
- 母子健康手帳「妊娠中の経過」の頁のコピー
- 母子健康手帳「出産後の母体の経過」の頁のコピー

追加に必要なもの（以下に該当する場合のみ）

- 領収証のコピー（領収証原本に加えて必要）
 - ・領収証原本の返却を希望する場合。
- 代理人が申請する際に、振り込み口座を本人以外の名義にする場合は、本人（妊産婦）の印鑑（スタンプ印不可）をお持ちください。

4 他市町から転入された方は、宝塚市の助成券の交付申請が必要です

- ・申請場所 宝塚市立健康センターのみ
- ・持ち物 母子健康手帳、申請者の身分証明書
- ・助成内容 **【妊婦健康診査】** 14回から「転入前に受けた妊婦健康診査の回数」（母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁の記載回数）を差し引いた回数です。
17,000円券は、転入日が妊娠21週までは2枚、
妊娠22週以降は1枚となります。
【産婦健康診査】 1回（5,000円）のみ
- ・何らかの理由で健康センターに来所できない方は、健康センターへお問い合わせください。

5 その他

- ・助成券を紛失・破棄された場合、再交付はできません。保管には十分ご注意ください。
- ・助成券の使用後に他の券種への変更・交換はできません。
- ・助成券を使用した日の超過支払い分の領収証は、還付助成申請の対象外です。
- ・市外へ転出される場合、転出日以降の健康診査費は、本市では助成できません。
新住所での助成手続きについては、転出先の市町村へお問い合わせください。

Q&A

Q 1 1回の健診につき、複数の助成券を使用することができますか？

A 1回の健診につき、1枚の助成券しか使用することができません。

Q 2 双子を妊娠しました。助成券は2人分もらえますか？

A 妊婦の方一人に対して助成券を交付します。多胎児の妊娠の場合も、妊婦健康診査14枚、産婦健康診査1枚の交付となります。

Q 3 県外受診のため、助成券が使えません。助成券は破棄してもよいですか？

A 還付助成申請の際に、助成券が必要になりますので、破棄せずに保管してください。

Q 4 出産後、助成券が残りしました。残った助成券はどうすればよいですか？

A 助成券を使用せずに受けた健康診査の領収証があれば、助成券の残りの枚数分を限度に助成可能ですので、助成券を添えて還付助成申請をしてください。

Q 5 助成券の交付前に受けた健康診査は、助成の対象になりますか？

A 助成の対象になります。最終の健康診査受診後、助成券が残れば、還付助成申請をしてください。妊娠確定検査、超音波検査のみの受診、保険診療分等の受診は対象外ですが、初期の血液検査は助成対象になります。

Q 6 還付助成申請に必要な領収証原本は返却してもらえますか？

A 返却します。ただし、申請の際、領収証原本に加えて、領収証のコピーを添付してください。領収証原本は、申請受付月の翌月下旬までに、助成通知書と共にご返却します。

Q 7 還付助成申請の手続きはどこでできますか？

A 還付助成申請は健康センターのみが受付窓口です。郵送でも受付しています。

Q 8 市外へ転出する場合、還付助成の申請はいつからできますか？

A 宝塚市に住民票がある期間に受けた最終の健康診査受診日以降に申請が可能です。なるべく転出前に手続きしてください。転出後は本市の助成券は使用できませんので、転出先の市町村で必要な手続きをしてください。

Q 9 妊婦健康診査費、産婦健康診査費還付申請書は、ホームページから入手できますか？

A 宝塚市ホームページからダウンロードできます。

妊婦健康診査費助成制度
ホームページ



産婦健康診査事業
ホームページ



Q 10 母子健康手帳交付前に流産しましたが、助成を受けることはできますか？

A ・妊婦健康診査にあたる受診があれば、還付助成できます。流産の検査・手術等の費用は助成対象外です。次の妊娠と区別するため、還付助成申請書の出産予定日欄のご記入をお願いします。
・産婦健康診査は、妊娠届出後の健診が対象となります。

Q 11 流産、死産後の産婦健康診査は助成の対象になりますか？

A 助成の対象になります。

【問合せ・申請書送付先】

宝塚市健康推進課（宝塚市立健康センター） 妊婦健康診査費助成事業・産婦健康診査費事業担当
〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4-1 電話0797-86-0056 FAX0797-83-2421